

平成30年度 合併処理浄化槽整備費補助金について

～補助金を利用して、合併処理浄化槽へ転換をしましょう～

小田原市では、し尿と生活排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の普及促進を目的として、単独処理浄槽・汲み取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する工事費用の一部を補助しています。

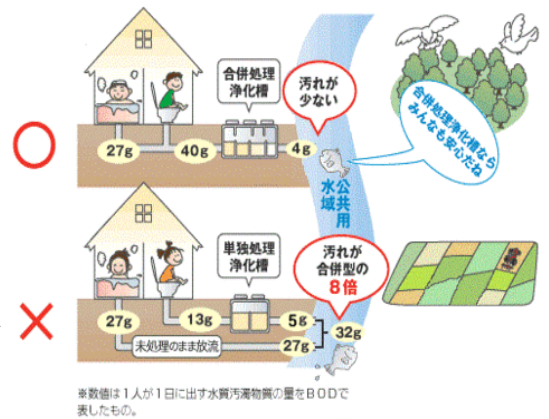
1 対象者

●次に当てはまる方

- ・下水道事業計画区域外（≡市街化調整区域）にお住まいで単独処理浄化槽または汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方
- ・暴力団員ではない方
- ・市税を滞納していない方
- ・年度内に設置工事及び実績報告書の提出ができる方
- ・個人の居住用建物に設置する方

【対象外の例】

転売目的の建物・新增築など建築確認を伴う工事・集合住宅・店舗などの併用住宅



※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです。

出典：「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」（環境省）

(<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>)

2 対象地域

- (1) 下水道事業計画区域外（≡市街化調整区域）で、(2) にあてはまらない地域
- (2) 下水道事業計画区域外（≡市街化調整区域）で、酒匂川飯泉取水堰より上流に生活排水が流入する地域

※ 詳しい地域につきましては、お問合せください

3 補助金額

●人槽や工事費用によって補助金額が決まりますので、詳しくはお問合せください。

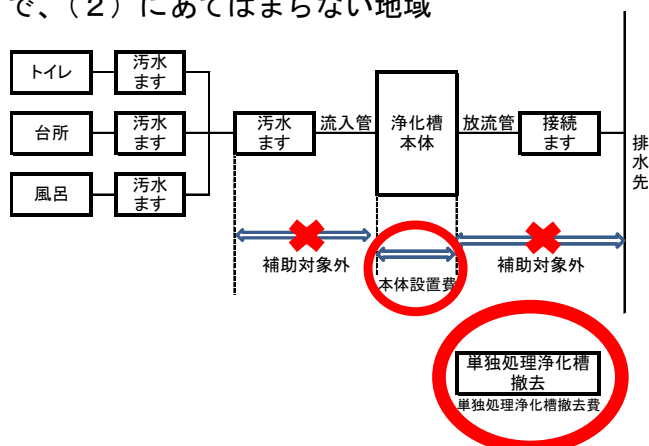
	(1) 下水道事業計画区域外で、(2) にあてはまらない地域		(2) 下水道事業計画区域外で、酒匂川飯泉取水堰より上流に生活排水が流入する地域
	単独処理浄化槽撤去あり	単独処理浄化槽撤去なし	
5人槽	422,000円	332,000円	781,000円
7人槽	504,000円	414,000円	974,000円
10人槽	638,000円	548,000円	1,259,000円

※補助金額は、上限です。工事内容により、補助金額が上限まででない場合があります。

4 補助対象内容

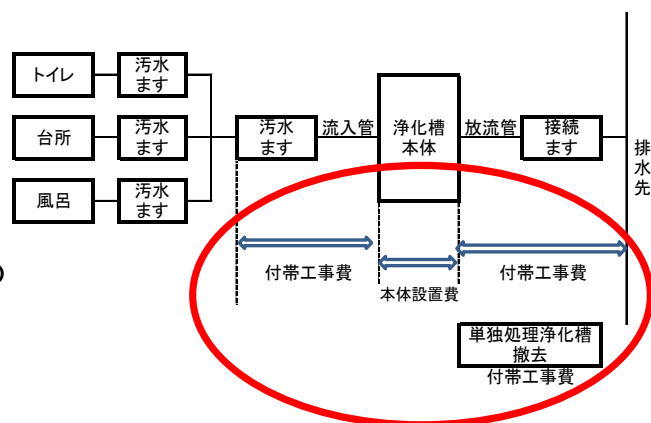
(1) 下水道事業計画区域外（≒市街化調整区域）で、(2)にあてはまらない地域

- ① 本体設置費…浄化槽本体費、本体設置工事費
- ② 単独処理浄化槽撤去費…既存単独処理浄化槽の撤去工事費（全撤去）



(2) 下水道事業計画区域外（≒市街化調整区域）で、酒匂川飯泉取水堰より上流に生活排水が流入する地域

- ① 本体設置費…浄化槽本体費、本体設置工事費
- ② 単独処理浄化槽撤去費…既存単独処理浄化槽の撤去工事費（全撤去）
- ③ 配管費など…各排水設備から最終污水ますまでの配管費以外の設置費用



5 補助金申し込み方法

受付開始日

平成30年5月7日（月）から（先着順）

●受付方法

・『補助金交付希望申込書』、設置場所案内図（明細地図の写しなど）を市役所4階、環境保護課に直接ご提出ください。（申請者本人以外可）

●注意事項

- ① 予算に限りがあるため、予算額に達し次第、受付終了となります。
ただし、予算に到達した日に、複数申込書を受け付けていた場合は、その中で抽選を行います。
 - ② この申し込みは、予算の範囲内で事業を行うために希望者を把握し、補助金の申請対象者を決めるためのものです。補助金の申請対象者になった方には、『補助金交付申請書』を送付し、申請をしていただきますので、ご了承ください。
- ※補助金交付までの流れは、別紙『合併処理浄化槽補助金交付までの流れ（詳細）』をご覧ください。

問い合わせ先

小田原市 環境保護課 公害対策係

電話：33-1483